

令和 8 年 9 月中野市議会定例会議事日程（第 1 号）

令和 8 年 9 月 1 日（火） 午前10時開議

- 1 開 会
- 2 会議録署名議員指名
- 3 会期等の決定
- 4 報告第 1 号 中学校体育施設損壊に係る示談及び損害賠償の額の決定の専決処分の報告について
- 5 報告第 2 号 中学校体育施設損壊に係る示談及び損害賠償の額の決定の専決処分の報告について
- 6 報告第 3 号 中学校体育施設損壊に係る示談及び損害賠償の額の決定の専決処分の報告について
- 7 報告第 4 号 道路上の事故に係る示談及び損害賠償の額の決定の専決処分の報告について
- 8 報告第 5 号 道路上の事故に係る示談及び損害賠償の額の決定の専決処分の報告について
- 9 議案第 1 号 中野市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案
- 10 議案第 2 号 中野市福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例案
- 11 議案第 3 号 中野市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例案
- 12 議案第 4 号 令和 8 年度中野市一般会計補正予算（第 3 号）
- 13 議案第 5 号 令和 8 年度中野市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 14 議案第 6 号 令和 8 年度中野市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 15 議案第 7 号 令和 8 年度中野市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 16 議案第 8 号 令和 8 年度中野市倭財産区事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 17 議案第 9 号 令和 8 年度中野市永田財産区事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 18 議案第 10 号 令和 8 年度中野市中野財産区事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 19 議案第 11 号 令和 7 年度中野市一般会計歳入歳出決算認定について
- 20 議案第 12 号 令和 7 年度中野市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 21 議案第 13 号 令和 7 年度中野市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 22 議案第 14 号 令和 7 年度中野市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 23 議案第 15 号 令和 7 年度中野市倭財産区事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 24 議案第 16 号 令和 7 年度中野市永田財産区事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 25 議案第 17 号 令和 7 年度中野市中野財産区事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 26 議案第 18 号 令和 7 年度中野市下水道事業会計決算認定について
- 27 議案第 19 号 令和 7 年度中野市水道事業会計決算認定について

- 28 議案第20号 令和7年度中野市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 29 議案第21号 市道路線の廃止について
- 30 議案第22号 市道路線の認定について
- 31 請願第5号 医療的ケア児（者）及び重症心身障がい児（者）並びにその家族への支援強化を求める請願
- 32 請願第6号 給食センター新設統合事業における入札結果（不落）を踏まえた計画の再検討及び市民説明会の開催を求める請願

令和 8 年 9 月 中 野 市 議 会 定 例 会 運 営 日 程 （ 案 ）

会期 令和8年9月 1日（火）～

9月25日（金） 25日間

月 日	曜日	時 間	会 議	摘 要
9月 1日	火	午前10時	本会議	開会、会期等決定、議案提案説明
2日	水		休 会	議案審査のため
3日	木		〃	〃
4日	金		〃	〃
5日	土		〃	土曜日のため
6日	日		〃	日曜日のため
7日	月		〃	議案審査のため
8日	火	午前10時	本会議	議案質疑、議案付託、市政一般質問
9日	水	〃	〃	市政一般質問
10日	木	〃	〃	市政一般質問
11日	金		委員会	付託議案審査
12日	土		休 会	土曜日のため
13日	日		〃	日曜日のため
14日	月		委員会	付託議案審査
15日	火		〃	〃
16日	水		〃	〃
17日	木		〃	〃
18日	金		休 会	議案整理のため
19日	土		〃	土曜日のため
20日	日		〃	日曜日のため
21日	月		〃	祝日のため
22日	火		〃	祝日のため
23日	水		〃	祝日のため
24日	木		休 会	議案整理のため
25日	金	午前10時	本会議	委員長報告、質疑、討論、採決、閉会

- 市政一般質問通告は、9月1日（火）午後1時まで
午後1時までに本会議が散会にならない場合は、散会后1時間以内とする
- 意見書（案）の提出は、9月3日（木）午後1時までとする

陳 情 書

番 号	陳 情 第 6 号	陳情者	中野市 高橋 健太
受付年月日	令和8年7月16日		
件 名			
放課後児童クラブの長期休業期間等における食事提供についての陳情			

陳情趣旨

令和5年6月28日付けこども家庭庁成育局成育環境課事務連絡により、全国の市町村に向けて放課後児童クラブにおける昼食提供について適切に対応するよう依頼があったことと存じます。

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第63号)及び放課後児童クラブ運営指針(平成27年3月31日付雇児発0331第34号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)において、小学校における夏季等の長期休業期間中等に事業所として昼食等の食事提供をすることは妨げておらず、また、令和5年にこども家庭庁が実施した調査によると、小学校における長期休業期間に昼食を提供している放課後児童クラブが一定数あることがわかります。調査結果では、全国で2,990か所の放課後児童クラブが昼食の提供を行っております。また、茨城県境町では、放課後児童クラブを利用する保護者に対する昼食提供に関するアンケート結果をもとに、保護者の負担軽減及び家庭から持参する弁当による食中毒防止のため、長期休業期間中に業務を停止している学校給食センターを有効活用し実施しており、雇用の安定にも同時に寄与しています。

茨城県境町では次のように放課後児童クラブにおける昼食提供を実施しています。

- 1 準備 給食センターの管理栄養士が献立表を作成し、放課後児童クラブ担当課を介して各家庭に配布
- 2 申込 保護者が献立表を確認し、長期休業期間前に申し込みを行い、放課後児童クラブが回収した申込書をもとに、放課後児童クラブ担当課が個数を取りまとめ、給食センターへ依頼
- 3 調理・搬入 通常の給食同様に、給食センター職員が食材を発注し、調理、配送をする
- 4 配膳 放課後児童支援員が申し込みをした児童へ配膳
- 5 片付 通常の給食同様に、放課後児童クラブごとに集められた食器等を給食センター職員が回収
- 6 費用 保護者負担 1食あたり250円事後払い制
自治体負担 食材費(保護者負担分を除く)、水道光熱費、運搬費

茨城県境町では、令和3年7月の夏休みから、町内5か所の児童クラブに、境町給食センターで作った昼食を提供しています。1食あたり250円の負担で、費用は学童の利用料金とともに口座引き落としになり、令和5年の夏休みでは、児童クラブに通う9割以上の方が昼食提供を申し込んでいます。※アレルギーが心配な場合は自宅からお弁当の持参をお願いします。

児童クラブに通う子どもからは「すごくおいしかった」「あったかいものが食べられて、おかわりもできて嬉しい」というコメントがあり、また、保護者の方からも「暑い時期のお弁当は食中毒の心配があるが、給食センターなら安心」「共働きで朝お弁当を準備する時間的な余裕がないので、とても助かっている」と、大変好評をいただいているとのこと。

このほか、他の自治体でもご飯と汁物は放課後児童クラブ内で、利用する子どもと放課後児童支援員と一緒に調理をすることで食育の機会にもなっているという成果も出ています。

中野市でも放課後児童クラブの長期休業期間等における食事提供に取り組むことを、こども家庭庁と共に、前向きに進めていただきたく陳情いたします。

陳情事項

- 1 中野市においても放課後児童クラブの長期休業期間等における食事提供に取り組むことを、こども家庭庁と共に、前向きに進めること。

陳 情 書

番 号	陳 情 第 7 号	陳情者	長野市県町593番地 長野県高校教育会館3階 長野県社会保障推進協議会 代表委員 宮沢 裕夫 外5名
受付年月日	令和8年8月6日		
件 名			
消炎鎮痛剤や抗アレルギー薬など、薬の追加負担を行わないことを求める陳情			

陳情趣旨

政府は健康保険法の改定において、市販薬と同等の効能がある処方薬・O T C類似薬の薬剤費の一部を保険給付から外し、その分を患者に別途負担させる「一部保険外療養」を創設しました。政府は2027年3月からO T C類似薬のうち77成分1,042品目の薬剤費の25%を保険給付外とするとしています。

対象となる薬剤は、痛みや発熱など炎症を和らげる消炎鎮痛剤や、蕁麻疹、花粉症、喘息などの症状を緩和する抗アレルギー薬、皮膚疾患の保湿剤など、日常的に幅広い疾患で使われている薬です。がんや難病患者、低所得者、入院患者、医師が医療上の長期使用が必要とする患者には追加負担を求めないとしています。これにより医療費の自己負担割合が3割負担の人は実質5割、2割の人は4割、1割の人は3割負担と大幅な自己負担増になることが予想されます。

政府は「(受診せず)市販薬を利用している患者との公平性」を理由にあげていますが、受診が必要な患者に追加料金のペナルティーを科す道理はありません。むしろ、症状を抱えながら医療機関に受診できない国民の受療権を確保すべきです。また、現役世代の保険料軽減のためと述べていますが、見直しによる保険料軽減効果は月33円に過ぎません。

このような薬の「追加負担導入」は、患者の受療権や健康権の侵害につながり、受診控えや受診遅れなど、いのちに直結する問題です。

以上の趣旨から、地方自治法第99条に基づき以下の意見書の提出を決議していただけますよう陳情いたします。

陳情事項

- 1 消炎鎮痛剤や抗アレルギー薬など、薬の追加負担を行わないこと

陳 情 書

番 号	陳 情 第 8 号	陳情者	中野市大字西条1008番地 高水味噌醤油工業協同組合 2 階 中高地区労働組合連合会 議長 鈴木 泰了
受付年月日	令和 8 年 8 月 7 日		
件 名			
「最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情			

陳情趣旨

2025年の最低賃金改定により、全国加重平均は1,066円となり、すべての都道府県で1,000円を超えました。39県が目標額を上回る答申を行なうなど、賃金底上げと格差是正に向けた動きが広がる一方で、長野県は目安どおりの答申にとどまりました。目安額どおりとなったのは全国でわずか8都府県でした。その多くは東京・大阪などの都市圏であり、地方ではごくわずかです。結果としては最高額の東京都（1,226円）と長野県（1,061円）との格差165円は放置されたままです。また一部では発効日を大幅に遅らせた地方があり、これらの地方では、年収ベースでは格差が拡大したとの批判が広がっています。

こうした最低賃金の格差は、地方から都市部への人口流出や地域経済の疲弊を招いています。何よりも、物価高騰のなかで最低賃金近くで働く人々からは「これでは暮らしていけない」との悲痛な叫び声が上がっています。地域間格差の是正と大幅な引き上げは、地方政治の喫緊の課題です。

長野県労連をはじめ全国28都道府県が実施してきた「最低生活費調査」（50,000人）では、「8時間働けば人間らしく暮らせる」ためには全国どこでも月額25.5万円（時給1,700円）以上が必要であることが明らかになっています。さらに、物価高騰を反映した再分析では長野県で月額約28.2万円（時給1,882円）が必要とされています。これは「最低限の生活」を前提とした水準であり、現行1,061円では到底届きません。最低賃金の全国一律1,700円以上を実現すれば、誰もがどこで働いても人間らしい暮らしを営み、若者が自立して家庭を築ける社会への転換が可能です。人口減少に歯止めをかける基盤にもなります。

その実現には、中小企業への抜本的な支援が不可欠です。最低賃金決定の3要素のうち「事業の支払能力」については、引き上げに対応できる特別な支援策と財政措置を国の責任として法律に明記することを求めます。

つきましては2026年の最低賃金改定に当たり、最低賃金法第1条の目的である「労働者の生活の安定」と「国民経済の健全な発展」が実現されるよう、貴議会におかれましては意見書を提出していただけますよう陳情いたします。

陳情事項

- 1 政府は、労働者の生活を支えるため、最低賃金1,700円を実現すること。
- 2 政府は、最低賃金の引き上げを円滑にするため、中小企業者、医療などのケア業種、観光業、農林水産業等への支援を国の義務とする条項を最低賃金法に設けること。

報告第 1 号

中学校体育施設損壊に係る示談及び損害賠償の額の決定の専決処分の報告について

中学校体育施設損壊に係る示談及び損害賠償の額について地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

令和 8 年 9 月 1 日 提出

中 野 市 長 湯 本 隆 英

専決 番号	専決年月日	発生日	発生場所	相手方の住所	相手方の氏名	損害賠償額
第 2 号	令和8年7月28日	令和8年6月22日及び 令和8年6月23日	中野市南宮1番12号 中野市立南宮中学校第1体育館 及び第2体育館			154,000円

報告第 2 号

中学校体育施設損壊に係る示談及び損害賠償の額の決定の専決処分の報告について

中学校体育施設損壊に係る示談及び損害賠償の額について地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により別記のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告します。

令和 8 年 9 月 1 日 提出

中 野 市 長 湯 本 隆 英

専決 番号	専決年月日	発生日	発生場所	相手方の住所	相手方の氏名	損害賠償額
第 3 号	令和8年7月28日	令和8年6月22日及び 令和8年6月23日	中野市南宮1番12号 中野市立南宮中学校第1体育館 及び第2体育館			154,000円

報告第 3 号

中学校体育施設損壊に係る示談及び損害賠償の額の決定の専決処分の報告について

中学校体育施設損壊に係る示談及び損害賠償の額について地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により別記のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告します。

令和 8 年 9 月 1 日 提出

中 野 市 長 湯 本 隆 英

専決 番号	専決年月日	発生日	発生場所	相手方の住所	相手方の氏名	損害賠償額
第 4 号	令和8年7月28日	令和8年6月22日及び 令和8年6月23日	中野市南宮1番12号 中野市立南宮中学校第1体育館 及び第2体育館			154,000円

道路上の事故に係る示談及び損害賠償の額の決定の専決処分の報告について

道路上の事故に係る示談及び損害賠償の額について地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により別記のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告します。

令和 8 年 9 月 1 日 提出

中 野 市 長 湯 本 隆 英

専決 番号	専決年月日	事故発生日時	事故発生場所	相手方の住所	相手方の氏名	損害賠償額
第 1 号	令和8年7月1日	令和8年4月12日 午後2時頃	中野市大字柳沢1301番2 市道倭7号線			50,086円

道路上の事故に係る示談及び損害賠償の額の決定の専決処分の報告について

道路上の事故に係る示談及び損害賠償の額について地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により別記のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告します。

令和 8 年 9 月 1 日 提出

中 野 市 長 湯 本 隆 英

専決 番号	専決年月日	事故発生日時	事故発生場所	相手方の住所	相手方の氏名	損害賠償額
第 5 号	令和8年8月7日	令和8年6月16日 午前10時30分頃	中野市大字赤岩335番8 市道科野9号線			49,255円

議案第 1 号

中野市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案

中野市消防団員等公務災害補償条例の一部を別記のとおり改正するものとする。

令和 8 年 9 月 1 日 提出

中 野 市 長 湯 本 隆 英

令和 8 年 9 月 日 決

中野市議会議長 塚 田 一 夫

中野市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（案）

中野市消防団員等公務災害補償条例（平成17年中野市条例第170号）の一部を次のように改正する。

第18条中「31万5,000円」を「33万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の中野市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第18条の規定は、令和8年4月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた中野市消防団員等公務災害補償条例第4条第7号に規定する葬祭補償（以下「葬祭補償」という。）について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた葬祭補償については、なお従前の例による。
- 3 適用日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償であって、この条例による改正前の中野市消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）第18条の規定による金額により支給されたもの又は旧条例附則第6条の規定による金額により支給されたもの（その額が66万円未満であるものに限る。）の支払は、新条例第18条の規定による金額により支給されるべき葬祭補償の内払とみなす。

議案第 2 号

中野市福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例案

中野市福祉医療費給付金条例の一部を別記のとおり改正するものとする。

令和 8 年 9 月 1 日 提出

中 野 市 長 湯 本 隆 英

令和 8 年 9 月 日 決

中野市議会議長 塚 田 一 夫

中野市福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例（案）

中野市福祉医療費給付金条例（平成17年中野市条例第210号）の一部を次のように改正する。

第7条第4項中「社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改める。

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。

議案第 3 号

中野市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例案

中野市認可地縁団体印鑑条例の一部を別記のとおり改正するものとする。

令和 8 年 9 月 1 日 提出

中 野 市 長 湯 本 隆 英

令和 8 年 9 月 日 決

中野市議会議長 塚 田 一 夫

中野市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例（案）

中野市認可地縁団体印鑑条例（平成17年中野市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第19条第1項第1号」を「第18条の3第1項第6号」に改める。

第4条中「第21条第2項」を「第18条の3第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。

議案第 4 号

令和 8 年度中野市一般会計補正予算（第 3 号）

令和 8 年度中野市一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,085,684 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 28,810,744 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第 2 条 継続費の変更は、「第 2 表 継続費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の追加及び変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 8 年 9 月 1 日 提出

中 野 市 長 湯 本 隆 英

令和 8 年 9 月 日 決

中野市議会議長 塚 田 一 夫

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項
11 地方交付税	
	1 地方交付税
15 国庫支出金	
	1 国庫負担金
	2 国庫補助金
	3 委託金
16 県支出金	
	1 県負担金
	2 県補助金
17 財産収入	
	1 財産運用収入
18 寄附金	
	1 寄附金
19 繰入金	
	1 基金繰入金
20 繰越金	
	1 繰越金
21 諸収入	
	5 雑入
22 市債	
	1 市債
歳 入	合 計

(単位 千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
5,300,000	241,531	5,541,531
5,300,000	241,531	5,541,531
3,284,264	△11,712	3,272,552
2,111,408	1,417	2,112,825
1,157,647	△13,629	1,144,018
15,209	500	15,709
1,900,587	3,060	1,903,647
856,292	362	856,654
933,574	2,698	936,272
133,529	700	134,229
73,528	700	74,228
3,000,120	1,500	3,001,620
3,000,120	1,500	3,001,620
1,488,048	△487,397	1,000,651
1,487,221	△487,397	999,824
250,000	1,168,540	1,418,540
250,000	1,168,540	1,418,540
660,468	462	660,930
296,049	462	296,511
2,844,100	169,000	3,013,100
2,844,100	169,000	3,013,100
27,725,060	1,085,684	28,810,744

歳 出

款	項
2 総務費	
	1 総務管理費
3 民生費	
	1 社会福祉費
	2 児童福祉費
	3 生活保護費
4 衛生費	
	1 保健衛生費
6 農林水産業費	
	1 農業費
	2 林業費
8 土木費	
	2 道路橋梁費
	3 河川費
	4 都市計画費
9 消防費	
	1 消防費
10 教育費	
	1 教育総務費
	2 小学校費
	3 中学校費
歳 出	合 計

(単位 千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
4,059,109	856,816	4,915,925
3,456,346	856,816	4,313,162
8,252,643	52,082	8,304,725
4,365,421	5,222	4,370,643
3,550,077	2,284	3,552,361
337,139	44,576	381,715
1,537,368	5,696	1,543,064
971,163	5,696	976,859
1,438,686	14,722	1,453,408
1,409,389	14,022	1,423,411
29,297	700	29,997
3,493,314	42,500	3,535,814
2,152,577	26,000	2,178,577
51,476	10,800	62,276
1,088,857	5,700	1,094,557
982,935	21,958	1,004,893
982,935	21,958	1,004,893
2,860,639	91,910	2,952,549
1,178,989	89,750	1,268,739
405,974	1,080	407,054
253,603	1,080	254,683
27,725,060	1,085,684	28,810,744

(一般補3)

第 2 表 継 続 費 補 正

(変更)

(単位 千円)

款	項	事 業 名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年 度	年 割 額	総 額	年 度	年 割 額
10 教育費	1 教育 総務費	学校給食センター 統合整備事業費	2,732,650	令和8年度	820,571	3,633,727	令和8年度	910,321
				令和9年度	1,912,079		令和9年度	2,361,629
							令和10年度	361,777

第 3 表 債 務 負 担 行 為 補 正

(追加)

事 項	期 間	限 度 額
市民体育館国スポ大会会場整備工事	令和9年度	18,000千円

第 4 表 地 方 債 補 正

(追加)

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
デ ジ タ ル 活 用 推 進 事 業	12,900	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協議する。 ただし、市財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えることができる。

(変更)

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
公 共 事 業 等	457,900	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協議する。 ただし、市財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えることができる。	440,800	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協議する。 ただし、市財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えることができる。
一 般 補 助 施 設 整 備 等 事 業	230,000				238,800			
公 共 施 設 等 適正管理推進事業	1,293,500				1,374,300			
緊 急 自 然 災 害 防 止 対 策 事 業	670,400				741,200			
過 疎 対 策 事 業	143,200				156,000			

令和 8年度 中野市 一般会計

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
11 地方交付税	5,300,000	241,531	5,541,531
15 国庫支出金	3,284,264	△11,712	3,272,552
16 県支出金	1,900,587	3,060	1,903,647
17 財産収入	133,529	700	134,229
18 寄附金	3,000,120	1,500	3,001,620
19 繰入金	1,488,048	△487,397	1,000,651
20 繰越金	250,000	1,168,540	1,418,540
21 諸収入	660,468	462	660,930
22 市債	2,844,100	169,000	3,013,100
歳入合計	27,725,060	1,085,684	28,810,744

(歳 出)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 総務費	4,059,109	856,816	4,915,925
3 民生費	8,252,643	52,082	8,304,725
4 衛生費	1,537,368	5,696	1,543,064
6 農林水産業費	1,438,686	14,722	1,453,408
8 土木費	3,493,314	42,500	3,535,814
9 消防費	982,935	21,958	1,004,893
10 教育費	2,860,639	91,910	2,952,549
歳 出 合 計	27,725,060	1,085,684	28,810,744

(単位 千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
0	8,900	0	847,916
862	3,100	300	47,820
0	0	200	5,496
1,648	4,900	1,700	6,474
△16,850	54,600	0	4,750
4,271	16,700	0	987
0	80,800	462	10,648
△10,069	169,000	2,662	924,091

(一般補3)

2 歳 入

11 款 地方交付税

241,531千円

項 目	補正前の額	補 正 額	計
(1) 地方交付税	5,300,000	241,531	5,541,531
1 地方交付税	5,300,000	241,531	5,541,531
計	5,300,000	241,531	5,541,531

15 款 国庫支出金

△11,712千円

項 目	補正前の額	補 正 額	計
(1) 国庫負担金	2,111,408	1,417	2,112,825
1 民生費国庫負担金	2,109,136	1,053	2,110,189
2 衛生費国庫負担金	2,272	364	2,636
(2) 国庫補助金	1,157,647	△13,629	1,144,018
5 土木費国庫補助金	584,953	△17,900	567,053
6 消防費国庫補助金	10,764	4,271	15,035
(3) 委託金	15,209	500	15,709
2 民生費委託金	12,819	500	13,319
計	3,284,264	△11,712	3,272,552

16 款 県支出金

3,060千円

項 目	補正前の額	補 正 額	計
(1) 県負担金	856,292	362	856,654
2 民生費県負担金	830,086	362	830,448
(2) 県補助金	933,574	2,698	936,272
4 農林水産業費県補助金	478,658	1,648	480,306
6 土木費県補助金	1,411	1,050	2,461
計	1,900,587	3,060	1,903,647

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 地方交付税	241,531	・普通交付税

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 社会福祉費負担金	1,053	・生活困窮者自立相談支援事業費等負担金（過年度分） 859 ・障がい者医療費負担金（過年度分） 194
1 保健衛生費負担金	364	・未熟児養育費負担金（過年度分）
1 道路橋梁費補助金	△20,000	・防災・安全交付金（道路事業）
2 都市計画費補助金	2,100	・防災・安全交付金（住環境整備事業）
1 消防費補助金	4,271	・消防防災施設整備費補助金
1 社会福祉費委託金	500	・国民年金事務費市町村交付金

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 社会福祉費負担金	362	・民生児童委員交付金
1 農業費補助金	1,648	・きのこ類生産資材高騰対策事業補助金
1 都市計画費補助金	1,050	・住宅・建築物耐震改修促進事業補助金

(一般補3)

17 款 財産収入

700千円

項 目	補正前の額	補 正 額	計
(1) 財産運用収入	73,528	700	74,228
2 利子及び配当金	53,107	700	53,807
計	133,529	700	134,229

18 款 寄附金

1,500千円

項 目	補正前の額	補 正 額	計
(1) 寄附金	3,000,120	1,500	3,001,620
1 総務費寄附金	3,000,000	1,000	3,001,000
2 民生費寄附金	20	300	320
4 衛生費寄附金	0	200	200
計	3,000,120	1,500	3,001,620

19 款 繰入金

△487,397千円

項 目	補正前の額	補 正 額	計
(1) 基金繰入金	1,487,221	△487,397	999,824
1 財政調整基金繰入金	549,696	△487,397	62,299
計	1,488,048	△487,397	1,000,651

20 款 繰越金

1,168,540千円

項 目	補正前の額	補 正 額	計
(1) 繰越金	250,000	1,168,540	1,418,540
1 繰越金	250,000	1,168,540	1,418,540
計	250,000	1,168,540	1,418,540

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 利子及び配当金	700	・北信州森林組合出資配当金

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 総務管理費寄附金	1,000	・企業版ふるさと納税寄附金
1 児童福祉費寄附金	300	・保育所費寄附金 210 ・児童福祉施設費寄附金 90
1 保健衛生費寄附金	200	・母子保健推進費寄附金

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 財政調整基金繰入金	△487,397	

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 前年度繰越金	1,168,540	

(一般補3)

21 款 諸収入

462千円

項 目	補正前の額	補 正 額	計
(5) 雑入	296,049	462	296,511
1 雑入	296,049	462	296,511
計	660,468	462	660,930

22 款 市債

169,000千円

項 目	補正前の額	補 正 額	計
(1) 市債	2,844,100	169,000	3,013,100
1 総務債	641,100	8,900	650,000
2 民生債	52,400	3,100	55,500
3 農林水産業債	39,100	4,900	44,000
4 土木債	1,202,600	54,600	1,257,200
5 消防債	10,800	16,700	27,500
6 教育債	898,100	80,800	978,900
計	2,844,100	169,000	3,013,100

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 雑入	462	・学校教育関係雑入

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 総務管理債	500	・デジタル活用推進事業債
2 徴税債	8,400	・デジタル活用推進事業債
1 児童福祉債	600	・デジタル活用推進事業債
2 社会福祉債	2,500	・デジタル活用推進事業債
1 農業債	4,900	・過疎対策事業債
1 道路橋梁債	42,000	・公共事業等債 $\Delta 18,000$ ・緊急自然災害防止対策事業債 60,000
2 河川債	10,800	・緊急自然災害防止対策事業債
3 都市計画債	900	・公共事業等債
4 住宅債	900	・デジタル活用推進事業債
1 消防債	16,700	・一般補助施設整備等事業債 8,800 ・過疎対策事業債 7,900
1 教育総務債	80,800	・公共施設等適正管理推進事業債

(一般補3)

3 歳 出

2 款 総務費

856,816千円

項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
(1) 総務管理費	3,456,346	856,816	4,313,162		500		856,316
7 財政管理費	50,088	0	50,088		500		△500
					500		△500
				(債) デジタル活用推進事業債			500
13 文化振興費	568,782	2,200	570,982				2,200
							2,200
14 スポーツ振興費	158,559	18,000	176,559				18,000
							18,000
15 基金積立金	577,775	836,616	1,414,391				836,616
							836,616
(2) 徴税費	316,217	0	316,217		8,400		△8,400
3 賦課徴収費	156,883	0	156,883		8,400		△8,400
					8,400		△8,400
				(債) デジタル活用推進事業債			8,400
計	4,059,109	856,816	4,915,925		8,900		847,916

3 款 民生費

52,082千円

項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
(1) 社会福祉費	4,365,421	5,222	4,370,643	862	2,500		1,860
1 社会福祉総務費	647,754	△210	647,544	362			△572
				362			
				(県) 民生児童委員交付金			362

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
12 委託料	660	
13 使用料及び賃借料	△660	◎財政管理事業費 12 委託料 660 ・財務会計システム公金収納構築業務委託料 13 使用料及び賃借料 ・電子計算機借上料 △660
18 負担金補助及び 交付金	2,200	◎文化芸術振興事業費 2,200 18 負担金補助及び交付金 ・カルチャー・アート活動応援事業奨励金 2,200
14 工事請負費	18,000	◎スポーツ施設維持整備事業費 18,000 14 工事請負費 18,000 ・市民体育館国スポ大会会場整備工事費
24 積立金	836,616	◎基金積立金 836,616 24 積立金 ・財政調整基金積立金 709,271 ・減債基金積立金 127,345
		◎賦課徴収事務費

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
18 負担金補助及び 交付金	362	
22 償還金利子及び 割引料	1,785	◎地域福祉推進事業費 362 18 負担金補助及び交付金 ・民生児童委員交付金 362

(一般補3)

3 款 民生費

項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
							1,785
							△2,357
2 障がい者福祉費	1,541,578	2,636	1,544,214				2,636
							2,636
4 高齢者福祉費	980,481	2,296	982,777		1,400		896
					1,400		896
				(債) デジタル活用推進事業債			1,400
5 高齢者医療費	694,464	0	694,464		1,100		△1,100
					1,100		△1,100
				(債) デジタル活用推進事業債			1,100
7 国民年金費	1,748	500	2,248	500			
				500			
				(国) 国民年金事務費市町村交付金			500
(2) 児童福祉費	3,550,077	2,284	3,552,361		600	300	1,384
1 児童福祉総務費	193,239	548	193,787				548
							393
							155
3 母子父子福祉費	166,538	391	166,929				391
							340

(単位 千円)

節		説明	
区 分	金 額		
27 繰出金	△2,357	◎生活困窮者自立支援事業費	1,785
		22 償還金利子及び割引料	
		・生活困窮者就労準備支援事業費等補助金返還金（過年度分）	1,785
		◎国民健康保険事業特別会計繰出金	△2,357
22 償還金利子及び割引料	2,636	27 繰出金	
		・国民健康保険事業特別会計繰出金	△2,357
		◎自立支援事業費	2,636
		22 償還金利子及び割引料	
27 繰出金	2,296	・障がい者自立支援給付費国庫負担金返還金（過年度分）	2,370
		・障がい児入所給付費等国庫負担金返還金（過年度分）	266
		◎介護保険事業特別会計繰出金	2,296
		27 繰出金	
		・介護保険事業特別会計繰出金	2,296
		◎後期高齢者医療事業特別会計繰出金	
12 委託料	500	◎国民年金事務費	500
		12 委託料	500
		・国民年金システム改修業務委託料	
22 償還金利子及び割引料	548	◎妊婦のための支援給付事業費	393
		22 償還金利子及び割引料	
		・妊婦のための支援給付交付金返還金（過年度分）	150
		・妊婦のための支援給付事業費補助金返還金（過年度分）	10
		・出産・子育て応援交付金返還金（過年度分）	233
		◎助産所措置事業費	155
		22 償還金利子及び割引料	
		・児童入所施設措置費等国庫負担金返還金（過年度分）	155
22 償還金利子及び割引料	391	◎母子父子支援事業費	340
		22 償還金利子及び割引料	

(一般補3)

3 款 民生費

項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
							51
4 保育所費	2,066,371	549	2,066,920		600	210	△261
					600	105	△600
				(寄) 保育所費寄附金			105
				(債) デジタル活用推進事業債			600
						105	339
				(寄) 保育所費寄附金			105
5 児童福祉施設費	233,384	581	233,965			90	491
						30	30
				(寄) 児童福祉施設費寄附金			
						60	60
				(寄) 児童福祉施設費寄附金			
							491
6 子ども相談事業費	17,081	215	17,296				215
							215
(3) 生活保護費	337,139	44,576	381,715				44,576
1 生活保護総務費	53,768	44,576	98,344				44,576
							44,576
計	8,252,643	52,082	8,304,725	862	3,100	300	47,820

(単位 千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
		・母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金返還金（過年度分）	340
		◎児童扶養手当給付事業費	51
		22 償還金利子及び割引料	
		・児童扶養手当給付費国庫負担金返還金（過年度分）	51
10 需用費	210		
22 償還金利子及び割引料	339	◎公立保育所運営事業費	105
		10 需用費	
		・消耗品費	105
		◎民間保育所運営等事業費	444
		10 需用費	
		・消耗品費	105
		22 償還金利子及び割引料	
		・就学前教育・保育施設整備交付金返還金（過年度分）	339
10 需用費	90		
22 償還金利子及び割引料	491	◎子育て支援拠点施設管理事業費	30
		10 需用費	
		・消耗品費	30
		◎子育て支援センター管理事業費	60
		10 需用費	
		・消耗品費	60
		◎児童センター・放課後児童クラブ管理事業費	491
		22 償還金利子及び割引料	
		・子ども・子育て支援交付金返還金（過年度分）	491
22 償還金利子及び割引料	215		
		◎子ども相談事業費	215
		22 償還金利子及び割引料	
		・児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金返還金（過年度分）	215
22 償還金利子及び割引料	44,576	◎生活保護事務費	44,576
		22 償還金利子及び割引料	
		・生活保護費等負担金返還金（過年度分）	44,576

(一般補3)

4 款 衛生費

5,696千円

項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
(1) 保健衛生費	971,163	5,696	976,859			200	5,496
2 健康づくり推進費	141,226	88	141,314				88
							88
3 予防費	221,968	5,408	227,376				5,408
							5,408
4 母子保健推進費	119,307	200	119,507			200	
						200	
				(寄) 母子保健推進費寄附金			200
計	1,537,368	5,696	1,543,064			200	5,496

6 款 農林水産業費

14,722千円

項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
(1) 農業費	1,409,389	14,022	1,423,411	1,648	4,900	1,000	6,474
3 農業振興費	589,210	1,648	590,858	1,648		1,000	△1,000
				1,648		1,000	△1,000
				(県) きのこ類生産資材高騰対策事業補助金			1,648
				(寄) 企業版ふるさと納税寄附金			1,000
4 農地費	129,243	12,374	141,617		4,900		7,474
					4,900		2,050
				(債) 過疎対策事業債			4,900
							5,424
(2) 林業費	29,297	700	29,997			700	

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
22 償還金利子及び割引料	88	◎健康増進健康診査事業費 88 22 償還金利子及び割引料 ・感染症予防事業費等国庫補助金返還金（過年度分） 88
12 委託料	3,984	
22 償還金利子及び割引料	1,424	◎予防接種事業費 5,408 12 委託料 3,984 ・予防接種委託料 22 償還金利子及び割引料 ・予防接種健康被害給付費負担金返還金（過年度分） 1,424
17 備品購入費	200	◎母子保健推進事業費 200 17 備品購入費 ・備品購入費 200

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
18 負担金補助及び交付金	1,648	◎農業振興支援事業費 1,648 18 負担金補助及び交付金 ・きのこ類生産資材高騰対策事業補助金 1,648
14 工事請負費	6,950	
18 負担金補助及び交付金	5,424	◎農業施設維持管理事業費 6,950 14 工事請負費 6,950 ・水路等修繕工事費 ◎土地改良施設維持管理事業費 5,424 18 負担金補助及び交付金 ・土地改良施設維持管理事業負担金 5,424

(一般補3)

6 款 農林水産業費

項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 林業振興費	29,297	700	29,997			700	
				(財)北信州森林組合	出資配当金	700	700
計	1,438,686	14,722	1,453,408	1,648	4,900	1,700	6,474

8 款 土木費

42,500千円

項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
(2) 道路橋梁費	2,152,577	26,000	2,178,577	△20,000	42,000		4,000
3 道路新設改良費	343,594	20,000	363,594		20,000		
				(債)緊急	自然災害防止対策事業債	20,000	20,000
4 道路舗装費	334,548	0	334,548	△20,000	22,000		△2,000
				△20,000	22,000		△2,000
				(国)防災・安全交付金(道路事業)			△20,000
				(債)公共事業等債			△18,000
				(債)緊急	自然災害防止対策事業債		40,000
5 道路橋梁維持費	868,004	6,000	874,004				6,000
							6,000
(3) 河川費	51,476	10,800	62,276		10,800		
2 河川改修費	42,810	10,800	53,610		10,800		
				(債)緊急	自然災害防止対策事業債	10,800	10,800
(4) 都市計画費	1,088,857	5,700	1,094,557	3,150	900		1,650
2 街路費	58,588	1,500	60,088		900		600
				(債)公共事業等債	900		600
							900

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
24 積立金	700	
		◎森林環境整備事業費 700
		24 積立金
		・ 森林経営管理基金積立金 700

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
14 工事請負費	20,000	
		◎生活道路整備事業費 20,000
		14 工事請負費 20,000
		・ 道路改良工事費
		◎舗装事業費
12 委託料	2,000	
14 工事請負費	4,000	◎道路橋梁維持事業費 6,000
		12 委託料 2,000
		・ 樹木管理委託料
		14 工事請負費 4,000
		・ 道路等修繕工事費
14 工事請負費	10,800	◎河川改修事業費 10,800
		14 工事請負費 10,800
		・ 河川及び水路改修工事費
18 負担金補助及び 交付金	1,500	◎街路事業費 1,500
		18 負担金補助及び交付金

(一般補3)

8 款 土木費

項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
5 建築景観費	56,304	4,200	60,504	3,150			1,050
				3,150			1,050
				(国) 防災・安全交付金（住環境整備事業）			2,100
				(県) 住宅・建築物耐震改修促進事業補助金			1,050
(5) 住宅費	48,096	0	48,096		900		△900
1 住宅管理費	48,096	0	48,096		900		△900
					900		△900
				(債) デジタル活用推進事業債			900
計	3,493,314	42,500	3,535,814	△16,850	54,600		4,750

9 款 消防費

21,958千円

項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
(1) 消防費	982,935	21,958	1,004,893	4,271	16,700		987
3 消防施設費	48,496	21,958	70,454	4,271	16,700		987
				4,271	16,700		987
				(国) 消防防災施設整備費補助金			4,271
				(債) 一般補助施設整備等事業債			8,800
				(債) 過疎対策事業債			7,900
計	982,935	21,958	1,004,893	4,271	16,700		987

10 款 教育費

91,910千円

項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
(1) 教育総務費	1,178,989	89,750	1,268,739		80,800		8,950
5 学校給食センター統合整備事業費	966,110	89,750	1,055,860		80,800		8,950
					80,800		8,950

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		・ 県街路事業市負担金 1,500
18 負担金補助及び 交付金	4,200	◎建築管理事業費 4,200 18 負担金補助及び交付金 ・ 耐震改修工事補助金 4,200
		◎市営住宅管理事務費

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
14 工事請負費	21,958	◎消防施設維持整備事業費 21,958 14 工事請負費 21,958 ・ 防火施設整備工事費

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
14 工事請負費	89,750	◎学校給食センター統合整備事業費 89,750

(一般補3)

10 款 教育費

項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
				(債) 公共施設等適正管理推進事業債 80,800			
(2) 小学校費	405,974	1,080	407,054				1,080
1 小学校管理費	168,178	540	168,718				540
							540
2 小学校教育振興費	237,796	540	238,336				540
							540
(3) 中学校費	253,603	1,080	254,683			462	618
1 中学校管理費	110,841	771	111,612			462	309
						462	462
				(諸) 学校教育関係雑入			309
2 中学校教育振興費	142,762	309	143,071				309
							309
計	2,860,639	91,910	2,952,549		80,800	462	10,648

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		14 工事請負費 89,750 ・学校給食センター建設工事費
12 委託料	540	◎小学校運営事業費 540 12 委託料 540 ・システム改修業務委託料
12 委託料	540	◎小学校教育扶助事業費 540 12 委託料 540 ・システム改修業務委託料
10 需用費	462	
12 委託料	309	◎中学校管理事業費 462 10 需用費 ・修繕料 462 ◎中学校運営事業費 309 12 委託料 309 ・システム改修業務委託料
12 委託料	309	◎中学校教育扶助事業費 309 12 委託料 309 ・システム改修業務委託料

(一般補3)

継続費についての前々年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書

(単位 千円)

款	項	事業名	全 体 計 画						前々年度	前 年 度	当該年度	当該年度	翌 年 度	継続費の
			年 度	年割額	左 の 財 源 内 訳				未までの 支 出 額	未までの 支 出 (見込)額	支 出 予 定 額	未までの 支 出 予 定 額	以 降 支 出 予 定 額	総 額 に 対する進捗 率 (%)
					特 定 財 源			一 般 財 源						
					国 支 出 金	県 地 方 債	そ の 他							
10 教育費	1 教育 総務 費	学校給食セン ター統合整備 事業費	令和 8 年度	910,321	73,133	752,100	0	85,088	0	0	910,321	910,321	0	25.0
			令和 9 年度	2,361,629	164,586	1,976,900	0	220,143	0	0	0	0	2,361,629	65.0
			令和 10 年度	361,777	27,361	300,900	0	33,516	0	0	0	0	361,777	10.0
			合 計	3,633,727	265,080	3,029,900	0	338,747	0	0	910,321	910,321	2,723,406	100.0

地方債の前々年度末及び前年度末における現在高並びに
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

区 分	前々年度末 現 在 高	前年度末 現在高	当該年度中増減見込み		当該年度末 現在高見込額
			当該年度中 起債見込額	当該年度中元 金償還見込額	
1 普 通 債	12,347,804	13,296,166	3,013,100	1,589,886	14,719,380
(1) 総 務	5,154,012	5,270,935	620,200	328,950	5,562,185
(2) 民 生	354,972	322,036	55,500	57,776	319,760
(3) 衛 生	38,151	26,186	0	8,847	17,339
(4) 農林水産	125,980	205,580	33,100	21,240	217,440
(5) 労 働	0	13,800	0	700	13,100
(6) 商 工	6,750	11,700	0	1,550	10,150
(7) 土 木	2,577,902	3,056,679	1,149,800	439,511	3,766,968
(8) 消 防	19,264	46,160	19,600	7,660	58,100
(9) 教 育	1,028,228	1,170,035	978,900	146,332	2,002,603
(10) 旧合併特例	1,105,520	768,670	0	260,050	508,620
(11) 辺地対策	348,465	319,065	0	57,130	261,935
(12) 過疎対策	1,588,560	2,085,320	156,000	260,140	1,981,180
2 災害復旧債	65,322	53,436	0	11,886	41,550
(1) 農林水産	29,590	24,130	0	5,460	18,670
(2) 土 木	33,872	27,756	0	6,116	21,640
(3) そ の 他	1,860	1,550	0	310	1,240
3 そ の 他	6,478,918	5,772,702	0	681,713	5,090,989
(1) 臨時財政対策債	6,429,220	5,730,432	0	677,593	5,052,839
(2) 減収・減税補填債	49,698	42,270	0	4,120	38,150
合 計	18,892,044	19,122,304	3,013,100	2,283,485	19,851,919

議案第 5 号

令和 8 年度中野市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度中野市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 82,534千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5,106,474千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 9 月 1 日 提出

中 野 市 長 湯 本 隆 英

令和 8 年 9 月 日 決

中野市議会議長 塚 田 一 夫

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項
3 国庫支出金	
	1 国庫補助金
4 県支出金	
	1 県補助金
5 財産収入	
	1 財産運用収入
6 繰入金	
	1 一般会計繰入金
7 繰越金	
	1 繰越金
歳 入	合 計

歳 出

款	項
1 総務費	
	2 徴税費
5 基金積立金	
	1 基金積立金
歳 出	合 計

(単位 千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
2	2,357	2,359
2	2,357	2,359
3,530,329	194	3,530,523
3,530,329	194	3,530,523
1,263	2,858	4,121
1,263	2,858	4,121
320,743	△2,357	318,386
320,743	△2,357	318,386
1	79,482	79,483
1	79,482	79,483
5,023,940	82,534	5,106,474

(単位 千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
83,295	194	83,489
28,619	194	28,813
1,263	82,340	83,603
1,263	82,340	83,603
5,023,940	82,534	5,106,474

(国保補1)

令和 8年度 中野市 国民健康保険事業特別会計

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金	2	2,357	2,359
4 県支出金	3,530,329	194	3,530,523
5 財産収入	1,263	2,858	4,121
6 繰入金	320,743	△2,357	318,386
7 繰越金	1	79,482	79,483
歳入合計	5,023,940	82,534	5,106,474

(歳 出)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 総務費	83,295	194	83,489
5 基金積立金	1,263	82,340	83,603
歳 出 合 計	5,023,940	82,534	5,106,474

(単位 千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
2,551	0	△2,357	0
0	0	82,340	0
2,551	0	79,983	0

(国保補1)

2 歳 入

3 款 国庫支出金 2,357千円

項 目	補正前の額	補 正 額	計
(1) 国庫補助金	2	2,357	2,359
3 子ども・子育て支援事業費補助金	0	2,357	2,357
計	2	2,357	2,359

4 款 県支出金 194千円

項 目	補正前の額	補 正 額	計
(1) 県補助金	3,530,329	194	3,530,523
1 保険給付費等交付金	3,530,329	194	3,530,523
計	3,530,329	194	3,530,523

5 款 財産収入 2,858千円

項 目	補正前の額	補 正 額	計
(1) 財産運用収入	1,263	2,858	4,121
1 利子及び配当金	1,263	2,858	4,121
計	1,263	2,858	4,121

6 款 繰入金 △2,357千円

項 目	補正前の額	補 正 額	計
(1) 一般会計繰入金	320,743	△2,357	318,386
1 一般会計繰入金	320,743	△2,357	318,386
計	320,743	△2,357	318,386

7 款 繰越金 79,482千円

項 目	補正前の額	補 正 額	計
(1) 繰越金	1	79,482	79,483
1 繰越金	1	79,482	79,483

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 子ども・子育て支援事業費補助金	2,357	

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 特別交付金	194	・特別調整交付金分

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 利子及び配当金	2,858	・財政調整基金積立金利子

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 一般会計繰入金	△2,357	・職員給与費等繰入金

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 前年度繰越金	79,482	

(国保補1)

7 款 繰越金

項 目	補正前の額	補 正 額	計
計	1	79,482	79,483

(単位 千円)

節		説明
区 分	金 額	

3 歳 出

1 款 総務費

194千円

項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
(2) 徴税費	28,619	194	28,813	2,551		△2,357	
1 賦課徴収費	28,619	194	28,813	2,551		△2,357	
				2,551		△2,357	
				(国) 子ども・子育て支援事業費補助金		2,357	
				(県) 保険給付費等交付金		194	
				(繰) 一般会計繰入金			△2,357
計	83,295	194	83,489	2,551		△2,357	

5 款 基金積立金

82,340千円

項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
(1) 基金積立金	1,263	82,340	83,603			82,340	
1 財政調整基金積立金	1,263	82,340	83,603			82,340	
						82,340	
				(財) 利子及び配当金			2,858
				(繰) 繰越金			79,482
計	1,263	82,340	83,603			82,340	

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
12 委託料	194	
		◎賦課徴収事務費 194
		12 委託料 194
		・電算委託料

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
24 積立金	82,340	
		◎基金積立金 82,340
		24 積立金
		・財政調整基金積立金 82,340

(国保補1)

議案第 6 号

令和 8 年度中野市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度中野市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 15,143 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 887,667 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 9 月 1 日 提出

中 野 市 長 湯 本 隆 英

令和 8 年 9 月 日 決

中野市議会議長 塚 田 一 夫

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項
3 繰入金	
	1 一般会計繰入金
4 繰越金	
	1 繰越金
6 国庫支出金	
	1 国庫補助金
歳 入	合 計

歳 出

款	項
2 後期高齢者医療広域連合 納付金	
	1 後期高齢者医療広域連合 納付金
歳 出	合 計

(単位 千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
200,451	△40	200,411
200,451	△40	200,411
1	15,143	15,144
1	15,143	15,144
0	40	40
0	40	40
872,524	15,143	887,667

(単位 千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
849,607	15,143	864,750
849,607	15,143	864,750
872,524	15,143	887,667

(後期高齢補1)

令和 8年度 中野市 後期高齢者医療事業特別会計

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
3 繰入金	200,451	△40	200,411
4 繰越金	1	15,143	15,144
6 国庫支出金	0	40	40
歳入合計	872,524	15,143	887,667

(後期高齢補1)

(歳 出)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 総務費	21,517	0	21,517
2 後期高齢者医療広域連合 納付金	849,607	15,143	864,750
歳 出 合 計	872,524	15,143	887,667

(単位 千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
40	0	△40	0
0	0	0	15,143
40	0	△40	15,143

(後期高齢補 1)

2 歳 入

3 款 繰入金

△40千円

項 目	補正前の額	補 正 額	計
(1) 一般会計繰入金	200,451	△40	200,411
1 事務費繰入金	44,046	△40	44,006
計	200,451	△40	200,411

4 款 繰越金

15,143千円

項 目	補正前の額	補 正 額	計
(1) 繰越金	1	15,143	15,144
1 繰越金	1	15,143	15,144
計	1	15,143	15,144

6 款 国庫支出金

40千円

項 目	補正前の額	補 正 額	計
(1) 国庫補助金	0	40	40
1 子ども・子育て支援事業費補助金	0	40	40
計	0	40	40

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 事務費繰入金	△40	

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 前年度繰越金	15,143	

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 子ども・子育て支援事業費補助金	40	

(後期高齢補1)

3 歳 出

1 款 総務費

0千円

項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
(2) 徴収費	6,852	0	6,852	40		△40	
1 徴収費	6,852	0	6,852	40		△40	
				40		△40	
				(繰) 事務費繰入金			△40
				(国) 子ども・子育て支援事業費補助金			40
計	21,517	0	21,517	40		△40	

2 款 後期高齢者医療広域連合納付金

15,143千円

項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
(1) 後期高齢者医療広域連合納付金	849,607	15,143	864,750				15,143
1 後期高齢者医療広域連合納付金	849,607	15,143	864,750				15,143
							15,143
計	849,607	15,143	864,750				15,143

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		◎徴収事務費

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
18 負担金補助及び 交付金	15,143	◎後期高齢者医療広域連合納付金 15,143 18 負担金補助及び交付金 ・保険料等負担金 15,143

(後期高齢補 1)

議案第 7 号

令和 8 年度中野市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 8 年度中野市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 74,464 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5,109,280 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 9 月 1 日 提出

中 野 市 長 湯 本 隆 英

令和 8 年 9 月 日 決

中野市議会議長 塚 田 一 夫

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項
3 国庫支出金	
	2 国庫補助金
4 支払基金交付金	
	1 支払基金交付金
5 県支出金	
	2 県補助金
6 財産収入	
	1 財産運用収入
7 繰入金	
	1 一般会計繰入金
	2 基金繰入金
8 繰越金	
	1 繰越金
歳 入	合 計

歳 出

款	項
1 総務費	
	3 介護認定審査会費
3 基金積立金	
	1 基金積立金
5 諸支出金	
	1 償還金
歳 出	合 計

(単位 千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
1,177,665	2,867	1,180,532
339,253	2,867	342,120
1,289,509	8,835	1,298,344
1,289,509	8,835	1,298,344
701,684	953	702,637
37,539	953	38,492
1,607	2,350	3,957
1,607	2,350	3,957
884,462	28,851	913,313
765,504	2,295	767,799
118,958	26,556	145,514
1	30,608	30,609
1	30,608	30,609
5,034,816	74,464	5,109,280

(単位 千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
121,034	2,684	123,718
46,651	2,684	49,335
1,608	2,350	3,958
1,608	2,350	3,958
820	69,430	70,250
820	69,430	70,250
5,034,816	74,464	5,109,280

(介護保険補2)

令和 8年度 中野市 介護保険事業特別会計

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金	1,177,665	2,867	1,180,532
4 支払基金交付金	1,289,509	8,835	1,298,344
5 県支出金	701,684	953	702,637
6 財産収入	1,607	2,350	3,957
7 繰入金	884,462	28,851	913,313
8 繰越金	1	30,608	30,609
歳入合計	5,034,816	74,464	5,109,280

(歳 出)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 総務費	121,034	2,684	123,718
3 基金積立金	1,608	2,350	3,958
5 諸支出金	820	69,430	70,250
歳 出 合 計	5,034,816	74,464	5,109,280

(単位 千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
1,342	0	1,342	0
0	0	2,350	0
0	0	0	69,430
1,342	0	3,692	69,430

(介護保険補2)

2 歳 入

3 款 国庫支出金 2,867千円

項 目	補正前の額	補 正 額	計
(2) 国庫補助金	339,253	2,867	342,120
2 地域支援事業交付金 (介護予防・日常生活 支援総合事業)	38,177	1,525	39,702
6 介護保険事業補助金	11,382	1,342	12,724
計	1,177,665	2,867	1,180,532

4 款 支払基金交付金 8,835千円

項 目	補正前の額	補 正 額	計
(1) 支払基金交付金	1,289,509	8,835	1,298,344
1 介護給付費交付金	1,248,278	5,590	1,253,868
2 地域支援事業支援交付 金	41,231	3,245	44,476
計	1,289,509	8,835	1,298,344

5 款 県支出金 953千円

項 目	補正前の額	補 正 額	計
(2) 県補助金	37,539	953	38,492
1 地域支援事業交付金 (介護予防・日常生活 支援総合事業)	19,088	953	20,041
計	701,684	953	702,637

6 款 財産収入 2,350千円

項 目	補正前の額	補 正 額	計
(1) 財産運用収入	1,607	2,350	3,957
1 利子及び配当金	1,607	2,350	3,957
計	1,607	2,350	3,957

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 過年度分	1,525	
1 介護保険事業補助金	1,342	

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 過年度分	5,590	
2 過年度分	3,245	

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 過年度分	953	

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 利子及び配当金	2,350	・ 介護給付費準備基金積立金利子

(介護保険補2)

7 款 繰入金

28,851千円

項 目	補正前の額	補 正 額	計
(1) 一般会計繰入金	765,504	2,295	767,799
1 一般会計繰入金	765,504	2,295	767,799
(2) 基金繰入金	118,958	26,556	145,514
1 基金繰入金	118,958	26,556	145,514
計	884,462	28,851	913,313

8 款 繰越金

30,608千円

項 目	補正前の額	補 正 額	計
(1) 繰越金	1	30,608	30,609
1 繰越金	1	30,608	30,609
計	1	30,608	30,609

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 一般会計繰入金	2,295	・事務費繰入金 1,342 ・地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）（過年度分） 953
1 基金繰入金	26,556	・介護給付費準備基金繰入金

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 前年度繰越金	30,608	

(介護保険補2)

3 歳 出

1 款 総務費

2,684千円

項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
(3) 介護認定審査会費	46,651	2,684	49,335	1,342		1,342	
2 介護認定審査会費	21,819	2,684	24,503	1,342		1,342	
				1,342 (国) 介護保険事業補助金 (繰) 一般会計繰入金		1,342	1,342 1,342
計	121,034	2,684	123,718	1,342		1,342	

3 款 基金積立金

2,350千円

項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
(1) 基金積立金	1,608	2,350	3,958			2,350	
1 介護給付費準備基金積立金	1,608	2,350	3,958			2,350	
				(財) 利子及び配当金		2,350	2,350
計	1,608	2,350	3,958			2,350	

5 款 諸支出金

69,430千円

項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
(1) 償還金	820	69,430	70,250				69,430
1 還付金	820	69,430	70,250				69,430
							69,430
計	820	69,430	70,250				69,430

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
18 負担金補助及び 交付金	2,684	◎北信広域連合負担金 2,684 18 負担金補助及び交付金 ・北信広域連合負担金 2,684

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
24 積立金	2,350	◎基金積立金 2,350 24 積立金 ・介護給付費準備基金積立金 2,350

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
22 償還金利子及び 割引料	69,430	◎還付金 69,430 22 償還金利子及び割引料 ・国庫負担金等返還金（過年度分） 50,379 ・低所得者保険料軽減負担金（過年度分） 1,383 ・県負担金等返還金（過年度分） 16,976 ・低所得者保険料軽減負担金（過年度分） 692

(介護保険補2)

議案第 8 号

令和 8 年度中野市倭財産区事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度中野市倭財産区事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 564 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 9 月 1 日 提出

中 野 市 長 湯 本 隆 英

令和 8 年 9 月 日 決

中野市議会議長 塚 田 一 夫

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項
1 財産収入	
	1 財産運用収入
2 繰入金	
	1 基金繰入金
3 繰越金	
	1 繰越金
歳 入	合 計

歳 出

款	項
1 総務費	
	1 総務管理費
歳 出	合 計

(単位 千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
383	3	386
383	3	386
128	23	151
128	23	151
50	△23	27
50	△23	27
561	3	564

(単位 千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
378	3	381
378	3	381
561	3	564

(倭財産区補1)

令和 8年度 中野市 倭財産区事業特別会計

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 財産収入	383	3	386
2 繰入金	128	23	151
3 繰越金	50	△23	27
歳入合計	561	3	564

(歳 出)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 総務費	378	3	381
3 予備費	50	0	50
歳 出 合 計	561	3	564

(単位 千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
0	0	3	0
0	0	0	0
0	0	3	0

(倭財産区補1)

2 歳 入

1 款 財産収入

3千円

項 目	補正前の額	補 正 額	計
(1) 財産運用収入	383	3	386
2 利子及び配当金	83	3	86
計	383	3	386

2 款 繰入金

23千円

項 目	補正前の額	補 正 額	計
(1) 基金繰入金	128	23	151
1 財産造成基金繰入金	128	23	151
計	128	23	151

3 款 繰越金

△23千円

項 目	補正前の額	補 正 額	計
(1) 繰越金	50	△23	27
1 繰越金	50	△23	27
計	50	△23	27

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 利子及び配当金	3	・北信州森林組合出資配当金

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 財産造成基金繰入金	23	

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 前年度繰越金	△23	

(倭財産区補1)

3 歳 出

1 款 総務費

3千円

項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
(1) 総務管理費	378	3	381			3	
1 一般管理費	378	3	381			3	
				(財) 北信州森林組合	出資配当金	3	3
計	378	3	381			3	

3 款 予備費

0千円

項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
(1) 予備費	50	0	50				
1 予備費	50	0	50				
				(繰) 財産造成基金繰入金			23
				(繰) 前年度繰越金			△23
計	50	0	50				

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
24 積立金	3	
		◎一般管理事務費 3
		24 積立金
		・財産造成基金積立金 3

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		◎予備費

(倭財産区補1)

議案第 9 号

令和 8 年度中野市永田財産区事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度中野市永田財産区事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 410 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 9 月 1 日 提出

中 野 市 長 湯 本 隆 英

令和 8 年 9 月 日 決

中野市議会議長 塚 田 一 夫

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項
1 財産収入	
	1 財産運用収入
2 繰入金	
	1 基金繰入金
3 繰越金	
	1 繰越金
歳 入	合 計

歳 出

款	項
1 総務費	
	1 総務管理費
歳 出	合 計

(単位 千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
58	1	59
58	1	59
132	18	150
132	18	150
50	△18	32
50	△18	32
409	1	410

(単位 千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
352	1	353
352	1	353
409	1	410

(永田財産区補1)

令和 8年度 中野市 永田財産区事業特別会計

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 財産収入	58	1	59
2 繰入金	132	18	150
3 繰越金	50	△18	32
歳入合計	409	1	410

(歳 出)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 総務費	352	1	353
歳 出 合 計	409	1	410

(単位 千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
0	0	1	0
0	0	1	0

(永田財産区補1)

2 歳 入

1 款 財産収入

1千円

項 目	補正前の額	補 正 額	計
(1) 財産運用収入	58	1	59
1 利子及び配当金	58	1	59
計	58	1	59

2 款 繰入金

18千円

項 目	補正前の額	補 正 額	計
(1) 基金繰入金	132	18	150
1 財産造成基金繰入金	132	18	150
計	132	18	150

3 款 繰越金

△18千円

項 目	補正前の額	補 正 額	計
(1) 繰越金	50	△18	32
1 繰越金	50	△18	32
計	50	△18	32

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 利子及び配当金	1	・北信州森林組合出資配当金

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 財産造成基金繰入金	18	

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 前年度繰越金	△18	

(永田財産区補1)

3 歳 出

1 款 総務費

1千円

項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
(1) 総務管理費	352	1	353			1	
1 一般管理費	352	1	353			1	
						1	
				(財) 北信州森林組合出資配当金			1
				(繰) 財産造成基金繰入金			18
				(繰) 前年度繰越金			△18
計	352	1	353			1	

(単位 千円)

節		説明
区 分	金 額	
24 積立金	1	◎一般管理事務費 1 24 積立金 ・財産造成基金積立金 1

(永田財産区補 1)

令和 8 年度中野市中野財産区事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度中野市中野財産区事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 275 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,532 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 9 月 1 日 提出

中 野 市 長 湯 本 隆 英

令和 8 年 9 月 日 決

中野市議会議長 塚 田 一 夫

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項
2 繰越金	
	1 繰越金
歳 入	合 計

歳 出

款	項
1 総務費	
	1 総務管理費
歳 出	合 計

(単位 千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
100	275	375
100	275	375
2,257	275	2,532

(単位 千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
2,157	275	2,432
2,157	275	2,432
2,257	275	2,532

(中野財産区補1)

令和 8年度 中野市 中野財産区事業特別会計

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
2 繰越金	100	275	375
歳入合計	2,257	275	2,532

(歳 出)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 総務費	2,157	275	2,432
歳 出 合 計	2,257	275	2,532

(単位 千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
0	0	0	275
0	0	0	275

(中野財産区補1)

2 歳 入

2 款 繰越金

275千円

項 目	補正前の額	補 正 額	計
(1) 繰越金	100	275	375
1 繰越金	100	275	375
計	100	275	375

(単位 千円)

節		説明
区 分	金 額	
1 前年度繰越金	275	

(中野財産区補1)

3 歳 出

1 款 総務費

275千円

項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
(1) 総務管理費	2,157	275	2,432				275
1 一般管理費	1,989	275	2,264				275
							275
計	2,157	275	2,432				275

(単位 千円)

節		説明
区 分	金 額	
24 積立金	275	◎一般管理事務費 275
		24 積立金 ・財産管理基金積立金 275

(中野財産区補1)

議案第 11 号

令和 7 年度中野市一般会計歳入歳出決算認定について

別冊の令和 7 年度中野市一般会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により認定に付します。

令和 8 年 9 月 1 日 提出

中 野 市 長 湯 本 隆 英

令和 8 年 9 月 日 定

中野市議会議長 塚 田 一 夫

議案第 12 号

令和 7 年度中野市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

別冊の令和 7 年度中野市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により認定に付します。

令和 8 年 9 月 1 日 提出

中 野 市 長 湯 本 隆 英

令和 8 年 9 月 日 定

中野市議会議長 塚 田 一 夫

議案第 13 号

令和 7 年度中野市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

別冊の令和 7 年度中野市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により認定に付します。

令和 8 年 9 月 1 日 提出

中 野 市 長 湯 本 隆 英

令和 8 年 9 月 日 定

中野市議会議長 塚 田 一 夫

議案第 14 号

令和 7 年度中野市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

別冊の令和 7 年度中野市介護保険事業特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により認定に付します。

令和 8 年 9 月 1 日 提出

中 野 市 長 湯 本 隆 英

令和 8 年 9 月 日 定

中野市議会議長 塚 田 一 夫

議案第 15 号

令和 7 年度中野市倭財産区事業特別会計歳入歳出決算認定について

別冊の令和 7 年度中野市倭財産区事業特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により認定に付します。

令和 8 年 9 月 1 日 提出

中 野 市 長 湯 本 隆 英

令和 8 年 9 月 日 定

中野市議会議長 塚 田 一 夫

議案第 16 号

令和 7 年度中野市永田財産区事業特別会計歳入歳出決算認定について

別冊の令和 7 年度中野市永田財産区事業特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により認定に付します。

令和 8 年 9 月 1 日 提出

中 野 市 長 湯 本 隆 英

令和 8 年 9 月 日 定

中野市議会議長 塚 田 一 夫

議案第 17 号

令和 7 年度中野市中野財産区事業特別会計歳入歳出決算認定について

別冊の令和 7 年度中野市中野財産区事業特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により認定に付します。

令和 8 年 9 月 1 日 提出

中 野 市 長 湯 本 隆 英

令和 8 年 9 月 日 定

中野市議会議長 塚 田 一 夫

議案第 18 号

令和 7 年度中野市下水道事業会計決算認定について

別冊の令和 7 年度中野市下水道事業会計決算について、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により認定に付します。

令和 8 年 9 月 1 日 提出

中 野 市 長 湯 本 隆 英

令和 8 年 9 月 日 定

中野市議会議長 塚 田 一 夫

議案第 19 号

令和 7 年度中野市水道事業会計決算認定について

別冊の令和 7 年度中野市水道事業会計決算について、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により認定に付します。

令和 8 年 9 月 1 日 提出

中 野 市 長 湯 本 隆 英

令和 8 年 9 月 日 定

中野市議会議長 塚 田 一 夫

議案第 20 号

令和 7 年度中野市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和 7 年度中野市水道事業会計における未処分利益剰余金について、別記のとおり処分する。

令和 8 年 9 月 1 日 提出

中 野 市 長 湯 本 隆 英

令和 8 年 9 月 日 決

中野市議会議長 塚 田 一 夫

令和 7 年度中野市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和 7 年度中野市水道事業会計未処分利益剰余金 4 3 9 , 1 0 7 , 5 6 5 円のうち
3 3 9 , 1 0 7 , 5 6 5 円を建設改良積立金に積み立て、残り 1 0 0 , 0 0 0 ,
0 0 0 円を資本金に組み入れるものとする。

議案第 21 号

市道路線の廃止について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 3 項の規定により別記路線を廃止する。

令和 8 年 9 月 1 日 提出

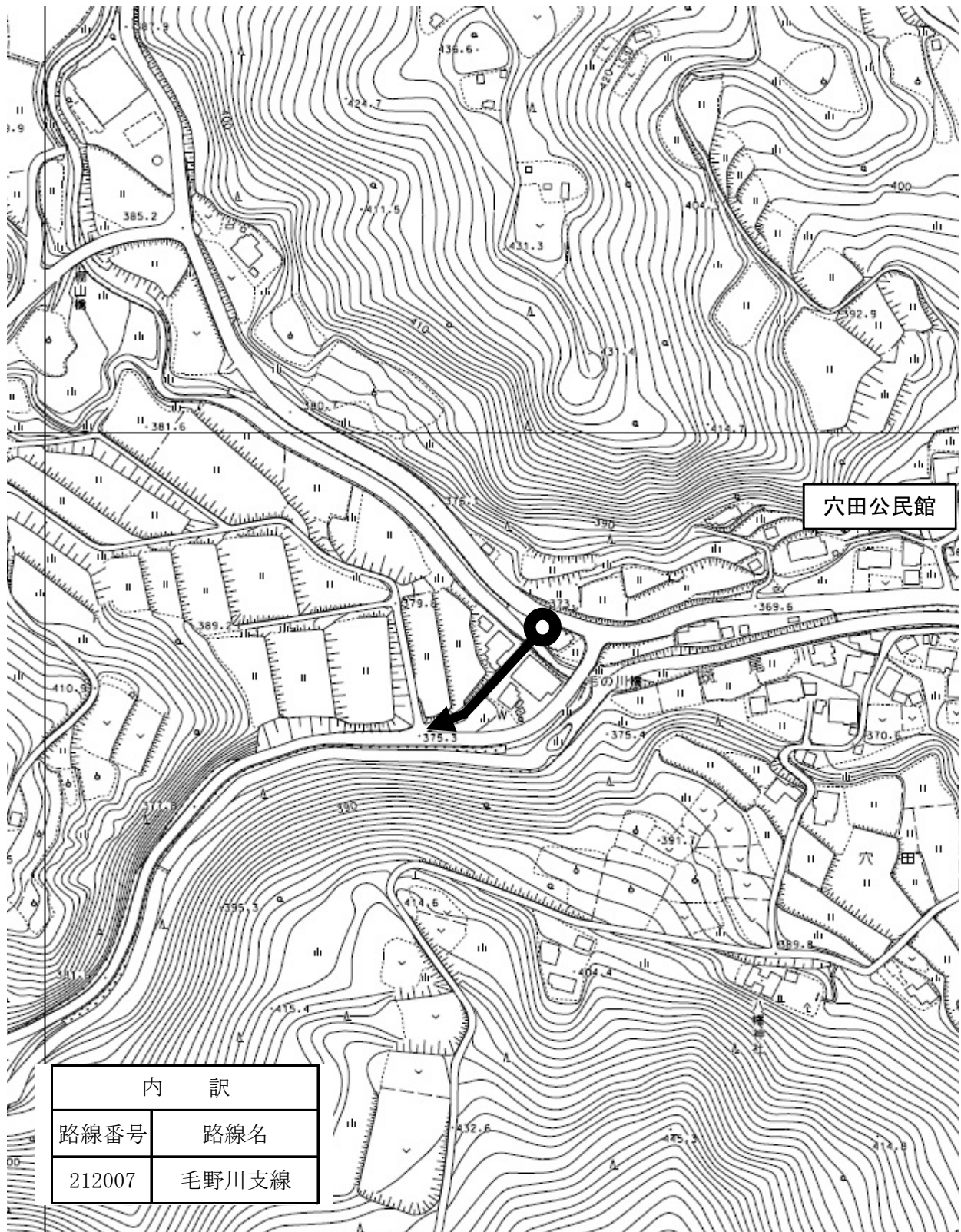
中 野 市 長 湯 本 隆 英

令和 8 年 9 月 日 決

中野市議会議長 塚 田 一 夫

路線番号	路 線 名	起 点	終 点	重要な経過地
2 1 2 0 0 7	毛野川支線	中野市大字穴田字峯 1 3 8 8 番 1 地先	中野市大字穴田字峯 1 3 8 6 番 1 地先	

市道廃止図



議案第 22 号

市道路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により別記路線を認定する。

令和 8 年 9 月 1 日 提出

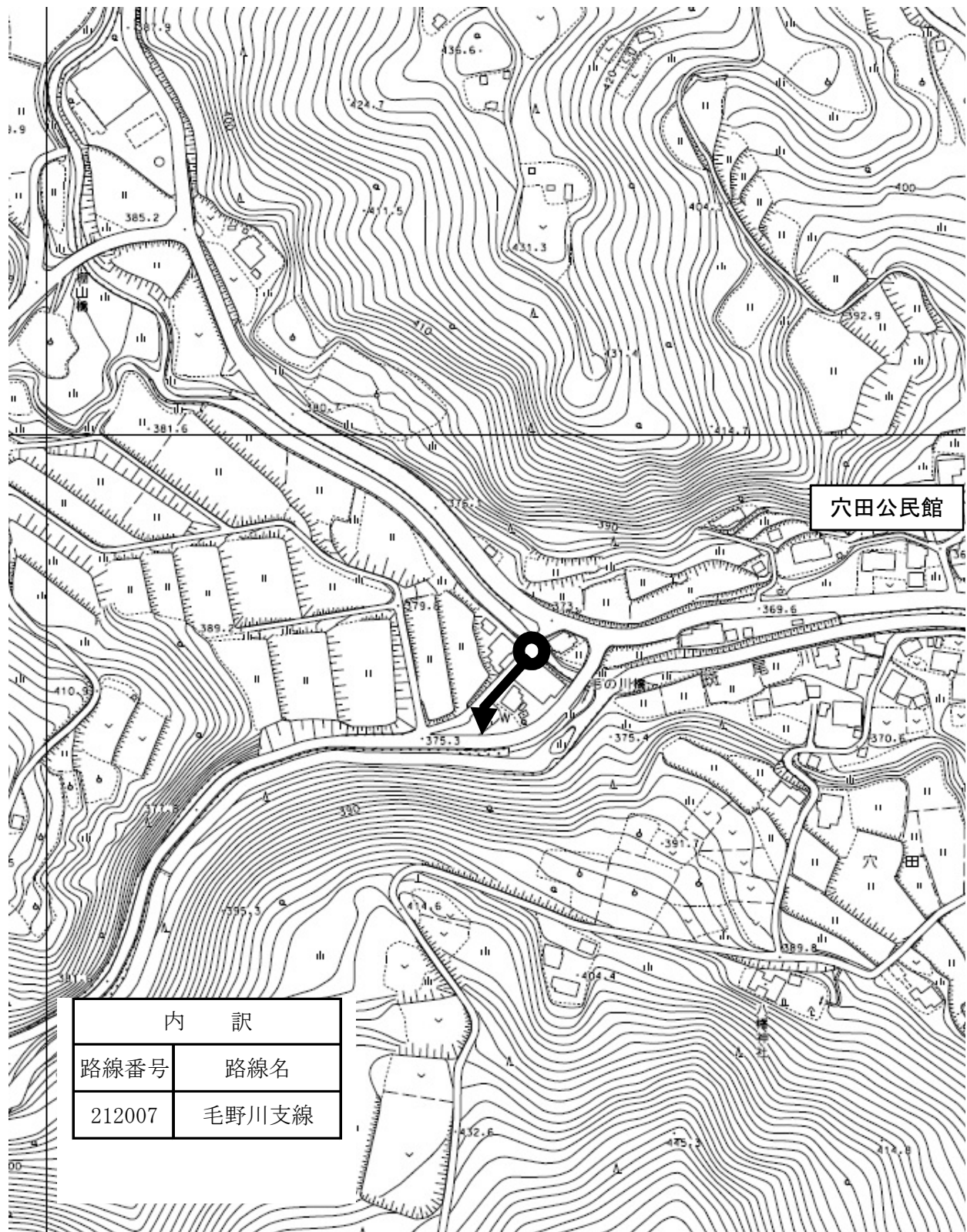
中 野 市 長 湯 本 隆 英

令和 8 年 9 月 日 決

中野市議会議長 塚 田 一 夫

路線番号	路 線 名	起 点	終 点	重要な経過地
2 1 2 0 0 7	毛野川支線	中野市大字穴田字峯 1 3 8 8 番 1 地先	中野市大字穴田字峯 1 3 8 6 番 4 地先	

市道認定図



請 願 書

番 号	請 願 第 5 号	請 願 者	中野市 宮本 久美子 外2名
受付年月日	令和8年8月17日		
件 名	医療的ケア児(者)及び重症心身障がい児(者)並びにその家族への支援強化を求める請願		
		紹 介 議 員	笠 原 豊 宇 塚 千 晶 高 野 良 之

請願趣旨

医療的ケア児（者）は、人工呼吸器や痰の吸引、経管栄養や胃ろうなどの医療処置を日常的に必要とされています。

重症心身障がい児（者）は、医療的ケアが必要でない方もいますが、自力での移動、食事や排泄が難しいというケースが多く複合的な支援が必要です。

その生活は、本人の懸命な努力だけでなく、休みなく支え続ける家族の献身的な介護や地域の保健医療サービスや福祉サービス等によって成り立っています。

第221回特別国会において「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」改正法が成立しましたが、現状では、依然として「18歳の壁」が大きな課題となっています。また、重症心身障がい児（者）への支援も十分とは言えません。

医療的ケア児(者)等の保護者は「わが子とできる限り長く一緒に、安心して地域で暮らしたい」という一心で介護を続けています。夜間も睡眠を中断しながらケアを行い、外出や就労、きょうだいへの配慮、自身の健康管理さえ十分にできない状況が続く中でも、生活のために就労を継続し、障がい福祉サービス等を活用して日々の生活を支えています。しかし、保護者の親の介護が必要になるとダブル・トリプルケアによりさらに介護負担が重くなる懸念があります。さらに、自身の高齢化や疾病などにより在宅での介護継続が困難となった場合には、施設への長期入所も視野に入れざるを得ません。

しかしながら、北信地域では、医療的ケア児（者）や重症心身障がい児（者）が利用可能な放課後デイサービス事業所や生活介護事業所、医療型短期入所や長期入所を受け入れる医療機関等が十分とは言えません。そのため、家族は医療型短期入所等のために、長野市や松本市の医療機関まで何時間もかけて送迎や面会を繰り返さなければならず、時間的・経済的・身体的負担は限界に近づいています。加えて、児の成長に伴い、家庭での入浴介助は浴室の広さや介助者の身体的負担から次第に困難となります。しかし、入浴サービスを提供できる施設は限ら

れており、特に夏場の厳しい暑さの中では、十分な入浴機会を確保できないことによる衛生面や健康面への不安が生じています。

さらに、中野市内で医療的ケア児（者）を受け入れている放課後等デイサービス及び生活介護サービス事業所が、専門人材の不足を理由に令和11年度（2029年度）をもって受入れを終了する方針であることが報じられました。

この事業所は中野市だけでなく北信地域全体の利用者を支える重要な施設であり、受入れが終了すれば、行き場を失う医療的ケア児（者）や重症心身障がい児（者）が生じることが強く懸念されます。

また、高齢者福祉施設等を活用した介護・福祉の共生型サービスは、地域資源を有効に活用しながら受入れの選択肢を広げる有効な方策の一つであり、その可能性について積極的に調査・研究を進めることも重要です。

地域で暮らし続けるために必要な支援の基盤が失われつつある今こそ、北信地域全体で受入体制の整備を進めることが急務です。障がいのある方とその家族が将来への不安を抱えることなく、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、次の事項について強く要望いたします。

請願事項

- 1 県や近隣市町村、近隣医療機関とも連携し、医療的ケア児（者）及び重症心身障がい児（者）が安心して利用できる放課後デイサービスや生活介護サービス、医療型短期入所や長期入所サービス等の確保及び受入体制の充実を図ること。
- 2 高齢者福祉施設等を活用した介護・福祉の共生型サービスについて調査・研究を進め、地域の実情に応じた受入体制の整備を検討すること。

請 願 書

番 号	請 願 第 6 号	請 願 者	中野市 岩本 多津子 外1名
受付年月日	令和8年8月17日		
件 名	給食センター新設統合事業における入札結果（不落）を踏まえた計画の再検討及び市民説明会の開催を求める請願		
		紹 介 議 員	土 屋 博 中 村 明 文

請願趣旨

現在、中野市が進めている「給食センター新設統合事業」における建設工事の入札（7月24日実施）では、参加した複数業者が辞退する中、1組のみの入札となった上、入札価格が予定価格を超過したことにより不落となりました。この事実は、近時の激しい建設資材・人件費の高騰状況において、現在の設計案・規模のままでは30億円という事業予算枠に収まらないことが証明されたことを意味します。今後、このまま事業を強行すれば、事業費の大幅な増額補正及び将来の市民負担の更なる増加は避けられません。

また、多くの市民は、本事業に対してこれまでも以下のとおり大きな疑問を持っています。

- 1 児童・生徒数の減少が確実視される状況で、巨大な単一施設を新設することが将来の財政や過大設備のリスクにつながるのではないかという「必要性の疑問」
- 2 築約20年の現在の給食センター2か所は、適切な改修と機器更新を行えば、十分に機能を果たすはずであり、新設統合するより得策ではないかという「コストの疑問」

従いまして、入札不落という事実を受け止め一度立ち止まり、現在の物価高騰の状況を踏まえて、「必要性の疑問」及び「コストの疑問」について再検討することと、その検討に際しては透明性の高い情報開示を前提に市民と対話を行うことを強く求めるものです。

請願事項

- 1 入札結果（不落）を踏まえて本事業の必要性そのものの再検討をすること。
 予定価格30億円での入札不落を受け、事業費の上振れを前提とした予定価格の引き上げ（増額補正）を行うのではなく、新設そのものの適否を含めたゼロベースでの再検討をいただきたい。
- 2 現行2施設の適切な改修・機器更新との費用対効果（ライフサイクルコスト）の比較開示をすること。

2026年1月13日に開示された「経費の比較」は、以下のとおり中立な視点での試算とは

言い難い。

- ・現在の2施設を15年間今のままの費用で運用し続ける前提（調理食数に応じて減額されるべき）
- ・15年後に3,300食の給食センターを新設する前提（15年後の児童生徒数は多くて1,800名規模）

従いまして、「新設統合が22億円以上費用を削減できる」という試算結果に到底納得できるものではありません。市民が求めているのは、新設統合ありきの効果試算ではなく、中野市の将来を適切に判断できる冷静・中立的な情報の公開です。

3 今後の対応方針に関する市民説明会の開催をすること。

今後の見直し方針について、事業方針を確定させる前に市内各地区において市民への直接説明を行い、意見を聴取する場（説明会・公聴会）を設けていただきたい。